「新しい経済政策パッケージ」（H29.12.8閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（H30.6.15閣議決定）において導入することとされている高等教育の負担軽減方策のポイント

1．基本的考え方と施策の内容

【現状認識】

- ✓ 経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い。
- ✓ 最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある。
- ✓ 我が国の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高い。
- ✓ 理想の子供数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎること」（特に高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている）

【施策の方向性】

貧困の連鎖を断ち切り
格差の固定化を防ぐ

少子化対策に資する

しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、
貧しい家庭に育っても、大学や専門学校等へ進学できるチャンスを確保

【具体的内容】

- 低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現
- 授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者・支援額を大幅拡充

【対象となる学校種】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
【実施時期】 2020年4月（2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げによる増収分の一部を財源とする。）

2．授業料減免

■対象となる学校種：大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
■対象となる学生　：住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
（支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる）

■授業料免除額の考え方
・国立： 授業料（省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで）を免除
・公立： 国立の授業料（上記）を上限として対応
・私立： 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応

■入学金免除額の考え方
・国立： 入学金（省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで）を免除
・公立： 国立の入学金（上記）を上限として対応
・私立： 私立の入学金の平均額を上限として対応

授業料免除（上限）額の考え方 （各学校種）

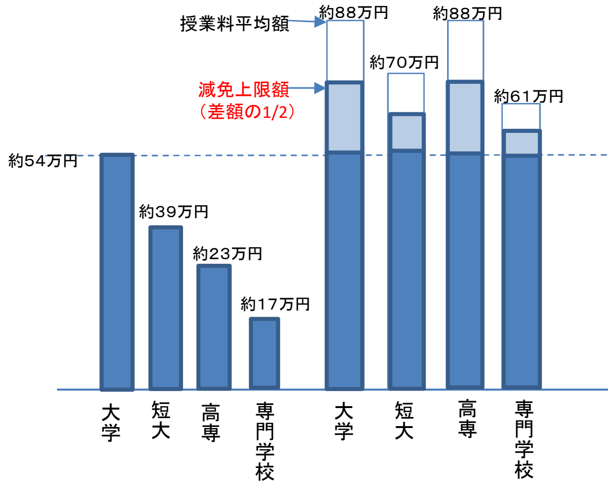

※国立の授業料は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。
特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

（大学の場合）

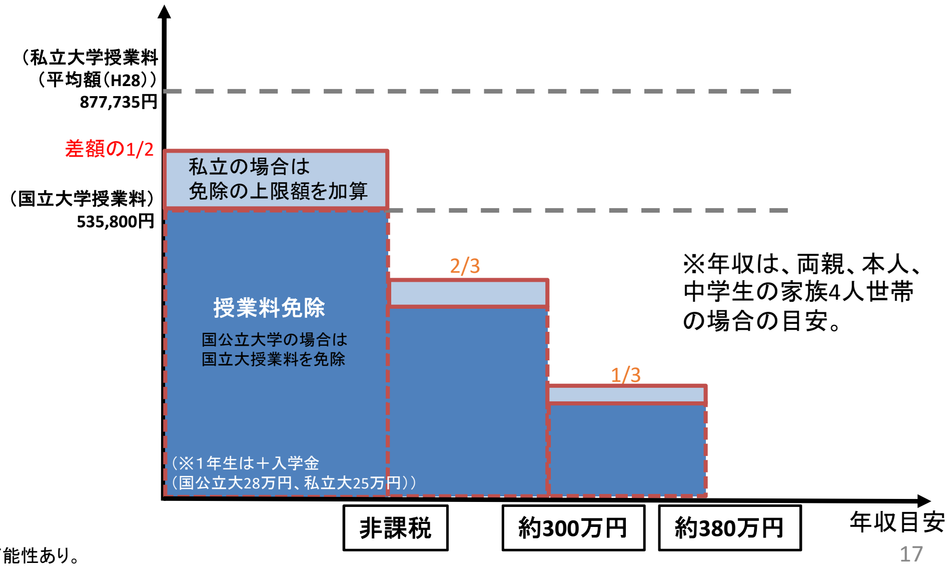

3. 給付型奨学金

■対象となる学校種：「2. 授業料減免」と同じ

■対象となる学生：「2. 授業料減免」と同じ
（支援対象の学生は、給付型奨学金に加えて、授業料及び入学金の減免対象となる）

■給付額の考え方
・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。
・他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとする。
・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5～7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○（私立学校生に限る）	
修学費（教科書、参考図書等のために支出した経費）	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△（自宅分を超える額）
住居・光熱費	―	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○

※具体の支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。

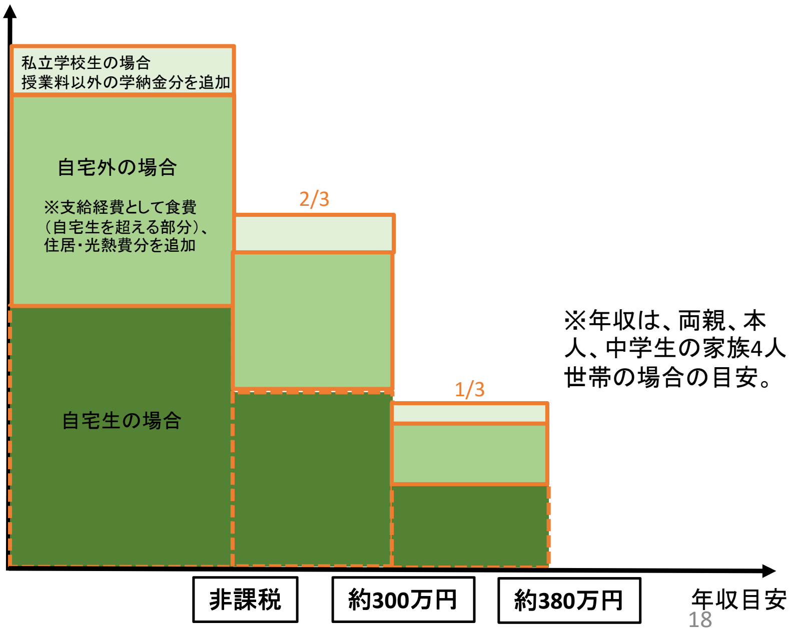

※年収は、両親、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安。

4. 支援対象者の要件

○ 支援措置の目的は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。学習意欲や進学後の学習状況を見極めた上で学生に対して支援を行うことで、社会的にも理解が得られるような仕組みとすることが必要。

○ 高校の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認。進学の意欲や目的等を確認・評価することが重要。

○ 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、それに満たない場合には支給しない。
具体的には、

★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合

ⅰ　1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
ⅱ　GPA（平均成績）等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合
（ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討）
ⅲ　1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
※　2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても「警告」。

5. 支援措置の対象となる大学等の要件

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子どもたちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

- 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
  ※　例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
  ※　学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- 授業計画（シラバス）の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。
- 法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示していること。
  ※　また、例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討。

【参考】「新しい経済政策パッケージ」（内閣府HP）　http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/package.html
「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）（内閣府HP）　http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html
「高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）」（文部科学省HP）　http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm

高等教育段階の教育費負担軽減新制度

機関要件の確認への対応のポイント

（案）

本資料は、現時点での考え方を整理したものであり、
今後の検討により内容が変更され得ることに留意願います。

支援措置の対象となる大学等の要件（機関要件）について

（具体的な詳細事項については今後の制度設計を通して決定）

【要件「確認」のスケジュールについて】

○　大学等が要件を満たして「確認」を受けることで、在籍する学生等が授業料減免と給付型奨学金の対象となる。

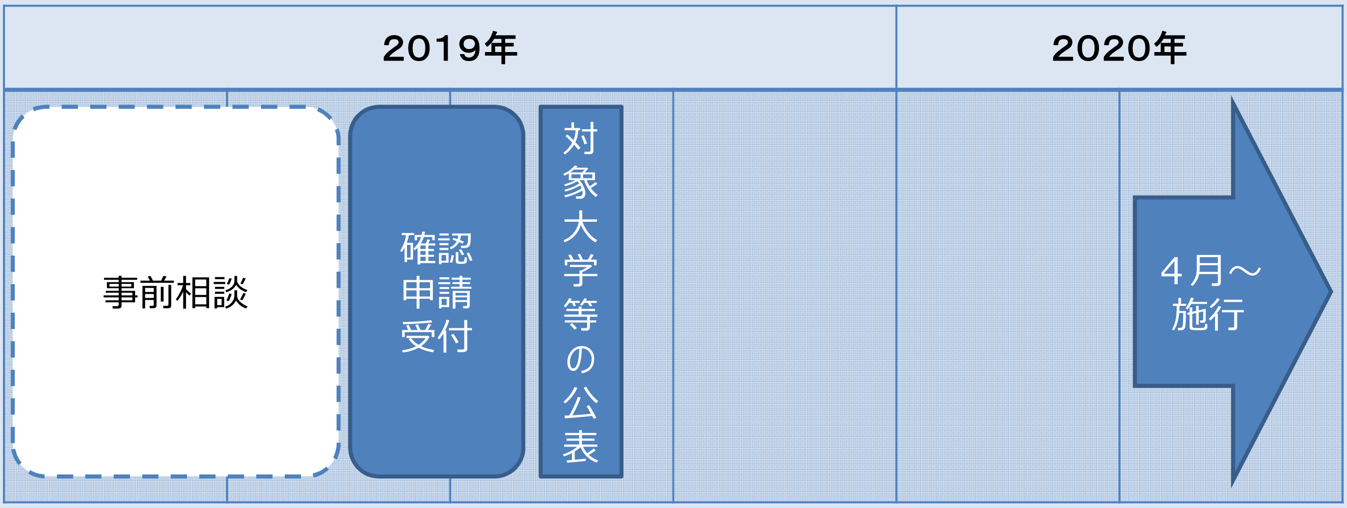

○　制度開始は2020年４月を予定しているため、高校３年生の進路を決め始めるまでには、対象となる大学等の一覧が公表されている必要がある。
　新制度の成立後、申請を受け付け、原則として申請時（＝2019年度）の状況により確認。　→　**非常にタイトな申請・確認スケジュールとなる見通し**

○　また、進路選択に資するよう、大学等が確認を受けるために提出された申請書も併せて公表する。

支援措置の対象となる大学等の要件（機関要件）への対応のポイント
（具体的な詳細事項については今後の制度設計を通して決定）

【要件１】実務経験のある教員による授業科目の配置

○　各学校種の設置基準により、卒業に修得が必要となる単位数の１割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていること。
（例：４年制大学：１２４単位→１３単位以上、２年制短期大学：６２単位→７単位以上、
専門学校（昼間学科）：修業年限ｎ年×800時間→80ｎ時間）

○　必修科目か、選択科目かは問わない。また、学部等共通科目でも可。

○　「実務経験のある教員による授業科目」とは、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を指す。必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目でも可。

○　全ての学部等が要件を満たすことが必要であるが、学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することで要件を満たすものとする。
　ただし、単に「困難である」といった一般的、抽象的な理由や、財政的・時間的な理由では認められない。合理的な理由を具体的に示すことが必要である。

＜大学等における留意事項＞

○　どの授業科目が「実務経験のある教員による授業科目」であるかを授業計画（シラバス）等で学生等に対し明らかにすることが必要であり、明らかにしている授業科目を計上する。

→　**2019年度のシラバス等に、どのような実務経験を持つ担当教員が、どのような授業を行うのかを明記しておくことが必要**。

【要件１】実務経験のある教員による授業科目の配置に関する申請様式イメージ（案）

◆学校名　○○大学

◆授業計画のＵＲＬ

○○学部△△学科　http://www.XXX.ac.jp/curriculum/△△/
○○学部▲▲学科　http://www.XXX.ac.jp/curriculum/▲▲/
××学部　http://www.XXX.ac.jp/curriculum/××/

◆「実務経験のある教員による授業科目」の一覧

http://www.XXX.ac.jp/list/○○/
（又は）WEBシラバスよりカテゴリ選択→「実務経験」にチェックを入れ検索

◆実務経験のある教員による授業科目の単位数

	○○学部		××学部
	▲▲学科	△△学科	
全学共通科目	８単位		
学部共通科目	１２単位		－
各学部等	２２単位	４単位	４単位
合計	４２単位	２４単位	１２単位
設置基準上の標準単位数	１８２単位	１２４単位	１２４単位

※上記一覧と突合できるよう、学部等の記載単位を合わせること。

◆実務経験のある教員による授業科目の配置が困難であることに係る理由

××学部

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・（困難である理由等を記載）・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【要件１】実務経験のある教員による授業科目の配置に関する申請様式イメージ（案）＜単位制でない専門学校の場合＞

◆専門学校名　○○専門学校

◆授業計画のＵＲＬ

（○○分野）
▲▲学科　http://www.XXX.ac.jp/curriculum/△△/
△△学科　http://www.XXX.ac.jp/curriculum/▲▲/
（××分野）
□□学科　http://www.XXX.ac.jp/curriculum/××/

◆「実務経験のある教員による授業科目」の一覧

http://www.XXX.ac.jp/list/○○/
（又は）WEBシラバスよりカテゴリ選択→「実務経験」にチェックを入れ検索

◆実務経験のある教員による授業科目の時間数

	○○分野		××分野
	▲▲学科	△△学科	□□学科
各学科（合計）	２４０時間	１８０時間	７０時間
設置基準上の標準授業時数	2400時間（３年制）	1600時間（２年制）	800時間（１年制）

※上記一覧と突合できるよう、学科の記載時間を合わせること。
※分野共通、または他学科でも履修可能な授業科目がある場合には含むことができる。

◆実務経験のある教員による授業科目の配置が困難であることに係る理由

□□学科

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・（困難である理由を記載）・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【要件２】外部人材の理事への任命

○　国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び国立高等専門学校機構の業務執行において重要な役割を有する「理事」に、任命の際現に当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していること。

＜大学等における留意事項＞

○　「多様な分野における経験や有意義な知見を大学の運営に生かし、自律的な運営を促進する」という要件設定の趣旨に照らし、当該外部人材の理事に期待する役割を明らかにした上で、それにふさわしい人材を任命することが必要。

→　外部人材の理事が複数配置されていない場合には人選・任命が必要。

（参考１）経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）
③ 大学改革
（経営力の強化）
　大学に学外理事を複数名置くことは、高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準（ガバナンス・コード）を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

（参考２）国立大学法人法（抄）
第14条　学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

＜理事が置かれない場合等の特例＞

○　次の場合には、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していることを求める。
①理事が置かれない場合（地方公共団体が直接設置する公立大学、個人立の専門学校等）
②学校の設置・運営を直接の目的としていない法人（医療法人等）が運営している場合

　具体的には、教育課程の編成などの学校運営についてその意見を反映させ得る組織（※）として置かれていることを求めるものとする。
・当該組織を置くことの根拠が学則等において確認できること。
・当該組織の権限及び運営について定めた規程が設けられていること。
・構成員に関する規定（その選任に係る規定を含む。）があること。
・「外部人材」として当該学校の教職員以外の者が複数参画していること。

※（例）学校運営会議、教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会（評価の実施のみならず、評価結果や意見を学校運営に反映させる仕組みがある場合に限る。）など

【要件２】外部人材の理事への任命に関する申請様式イメージ（案）
＜国立大学法人、学校法人、公立大学法人、国立高専機構の場合＞

◆学校名　〇〇大学

◆理事名簿のＵＲＬ　http://www.XXX.ac.jp/board/

◆理事の定数　８名

◆外部人材の理事

常勤・非常勤の別	前職／現職	任期	担当する職務内容
常勤	（株）〇〇〇〇　　△△部長	20xx.x.x～20xx.x.xx	企画・調整
非常勤	ＸＸ弁護士事務所　弁護士	20xx.x.x～20xx.x.xx	コンプライアンス

【要件２】外部人材の理事への任命に関する申請様式イメージ（案）
＜理事が置かれない場合や、学校の設置運営を直接の目的としていない法人の場合＞

◆学校名　〇〇専門学校

◆外部人材が参画する組織の名称　〇〇〇会議

◆学校運営における役割

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（学校運営のどのような事項について協議をし、
どのように意見を反映させるのか具体的に記載）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆組織の設置・運営に関する規程
（学則や、組織の設置根拠、組織の権限及び運営、構成員（その選任に係る規定を含む。）について定めた規程）
http://www.XXX.ac.jp/regulations/

◆外部人材の構成員

前職／現職	任期（定めている場合）	備考（学校と関連する経歴等）
医療法人〇〇〇〇　　理事	20xx.x.x～20xx.x.xx	－
（一社）〇〇〇〇　　理事	20xx.x.x～20xx.x.xx	（株）△△△　□□部長
（株）〇〇〇〇　▲▲部長	20xx.x.x～20xx.x.xx	△△医院　■■院長

【要件３】厳格な成績管理の実施・公表

○　以下の取組を通じ、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
・　各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）の作成・公表
・　学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による学修成果の厳格かつ適正な評価、単位授与
・　ＧＰＡなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
・　卒業の認定に関する方針の策定・公表、適切な実施

→　支援対象者の要件（単位修得率やＧＰＡ等の下位４分の１などの場合の警告等）を適正に機能させるための前提となる。必要に応じ学内の体制や諸規定の整備。

○　支援対象者への成績要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由については、大学等ごとに公表する。

＜大学等における留意事項＞

（授業計画の作成・公表）
○　授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法・基準その他の記載が必要な事項について、学内においてガイドライン等で定めておくことが望ましく、定めている場合には申請に当たり概要を記載すること。また、要件１のため、実務経験のある教員による授業科目については、どのような実務経験のある教員がどのような教育を行うのかを記載すること。

（厳格かつ適正な評価を通じた単位又は履修の認定）
○　各授業科目において、試験やレポートの内容、学習への意欲などを、どのように学修成果として評価し、単位を与え、又は履修を認定しているのかをあらかじめ設定し、シラバス等により明らかにしていること。

（成績評価に係る指標の設定・公表と適切な実施）
○　ＧＰＡなどの成績評価に係る指標の算定方法を定め、公表すること。
　また、成績の下位４分の１に属する学生等に対する「警告」の仕組みを踏まえ、各大学等は、支援を受けている学生等の成績の相対的な位置を知るため、学生の成績の分布状況を把握していることが必要。申請に当たり、学部等ごとに学生の成績がどのように分布し、下位４分の１が全体のどの範囲かを示す資料（グラフや表）の添付を求めること。

（卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施）
○　各大学や学部等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、卒業の認定に関する基本的な方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。方針は、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化するものとするとともに、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを記述すること。

【要件３】厳格な成績管理の実施・公表に関する申請様式イメージ（案）

◆学校名　〇〇大学

要件		実施に係る諸規定や実施内容の概要
1	各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）を作成し、公表している。	『〇〇大学授業計画作成ガイドライン』 http://www.XXX.ac.jp/syllabus/guideline/ 各学部の授業科目のシラバス一覧 http://www.XXX.ac.jp/syllabus/ 『授業履修の手引き』（刊行物） ……（授業計画の作成・公表に係る取組の概要を記載）……
2	学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定している。	『単位の認定の方針について』http://www.XXX.ac.jp/ credit/ ………（学修成果の評価に係る取組の概要を記載）………
3	成績評価において、GPAなどの客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施している。	『GPAの算定について』http://www.XXX.ac.jp/GPA/ ………（GPAなど客観的な指標の算定方法等を記載）………
4	卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施している。	『〇〇大学ディプロマポリシー』 http://www.XXX.ac.jp/diploma/ …………（卒業の認定に係る取組の概要を記載）…………

【支援対象者の要件との関係で学内ルールの明確化・整備が必要な事項の例】

○　退学・停学その他の処分の基準の設定
○　修業年限で卒業できないことの確定基準（進級要件の明確化など）の設定
○　年間に修得・実施すべき標準的な単位数・授業時数の設定
○　ＧＰＡなどの成績評価の客観的指標の設定
○　２年制以下の場合の年度途中における学習状況の確認方法・体制の整備
○　休学・復学の手続の整備
（※正式の手続を経て休学する場合には支援を停止し、のちに再開が可能。）

（参考）支援対象者の要件
＜直ちに打ち切り＞
ⅰ　大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
ⅱ　修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
ⅲ　１年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の５割以下の場合
ⅳ　１年間の出席率が５割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

＜警告（連続で打切り）＞
ⅰ　１年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の６割以下の場合
ⅱ　ＧＰＡ（平均成績）等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位４分の１に属する場合
ⅲ　１年間の出席率が８割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
ただし、ⅱによる警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討を行う。
２年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても、上記と同様に「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給しないこととする。
「警告」や「打ち切り」の学生等の数やその事由については大学等ごとに公表。

【要件４】財務・経営情報の開示

<財務諸表等について>
○　国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構及び学校法人にあっては、各法において準用する独立行政法人通則法や、私立学校法によって開示や閲覧が義務づけられている財務諸表等を開示していることを要件とする。

<教育活動に係る情報について>
○　学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、大学等の経営情報の一環として、卒業の認定に関する方針、教育課程の編集及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針（三つの方針）や、定員充足状況（収容定員や在学生数）、進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していることを要件とする。

○　大学及び高等専門学校については、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価の結果及び同法施行規則第172条の２に定める教育研究活動等の情報について開示していることが必要であり、申請に当たっては、法令上開示が必要な情報に加え、任意記載事項も含め、所定の様式に沿って記載して提出することとし、教育活動に関する情報の概要が明らかになるようにする予定。

<開示の方法>
○　ホームページ等で一般に公開していることを求める。

【要件４】財務・経営情報の開示（専門学校についての特例）

<財務諸表等について>
○　専門学校を設置するその他の法人についても、それぞれの法律に則り作成する財務諸表等について学校法人に準じて開示していることを求める。
　なお、貸借対照表・損益（収支）計算書の作成について法律に定めのない、又は任意である設置者（健康保険組合、宗教法人等）があるが、財務・経営面での透明性を確保する観点から、これらの設置者についても両書類を作成・開示していることを求める。

○　設置者が個人である場合は、確定申告の際の添付書類として作成する書類の例を踏まえ、貸借対照表、損益計算書に相当するものを開示していることを求める。

<教育活動に係る情報について>
○　専門学校については「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成２５年３月文部科学省生涯学習政策局）」を踏まえた共通様式による情報開示を行っていることが必要。また、教育活動に係る情報の一環として、外部者が参画した学校評価（学校関係者評価）を実施し、その結果を開示していることが必要。
　なお、申請に当たっては、これらの情報の概要を一定の様式に従って記載することを求める予定。
→　学校関係者評価（自己評価と一体的に実施）の実施に向けた早急な準備が必要。

（参考）主な法人類型別開示対象財務諸表等の情報

財務諸表等	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	一般社団法人	医療法人	社会福祉法人	独立行政法人	個人
貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○
収支計算書又は損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○
財産目録	―	―	○	―	○	○	―	―
事業報告書	○	○	○	○	○	○	○	―
監事による監査報告書	○	○	○	○ （監事を置く場合）	○	○	○	―

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）【大学・高専の例】

「※任意」は任意記載事項

学校名	○○大学	設置者名	学校法人●●学園

（財務諸表等の情報）

財務諸表等	年度	開示方法
貸借対照表	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/BS.pdf
収支計算書又は損益計算書	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/PL.pdf
財産目録	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/･･･
事業報告書	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/･･･
監事による監査報告書	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/･･･

事業計画（※任意）	年度	開示方法
単年度計画	2018	http://www.XXX.ac.jp/plan/2018/
中長期計画	2015～2019	http://www.XXX.ac.jp/plan/2015-2019/

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）　（つづき）

（教育活動に係る情報）

○学校教育法第109条第1項に基づく自己点検・評価の結果

http://www.XXX.ac.jp/evaluation/

○学校教育法施行規則第172条の２第1項に掲げる情報の概要

①大学の教育研究上の目的・学校教育法施行規則第165条の２第１項の規定により定める方針の概要
②教育研究上の基本組織に関すること

○○学部 △△学科 ××学科	教育研究上の目的
	卒業の認定に関する方針
	教育課程の編成及び実施に関する方針
	入学者の受入れに関する方針
●●学部 ▲▲学科 □□学科	教育研究上の目的
	卒業の認定に関する方針
	教育課程の編成及び実施に関する方針
	入学者の受入れに関する方針

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）　（つづき）

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計	設置基準上の 必要専任教員数
a.　専任教員数							
○○学部	人	人	人	人	人	人	人
●●学部	人	人	人	人	人	人	人
b.　兼任教員数							
○○学部	人	人	人	人	人	人	－
●●学部	人	人	人	人	人	人	－
教員の学位及び業績 （教員データーベースＵＲＬ等）							
c．ＦＤ（ファカルティ・デベロップメント）の状況（※任意）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（直近の年度の状況を記載）

a.　入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部（科）名	入学定員（a）	入学者数（b）	b/a	収容定員（c）	在学者数（d）	d/c	編入学 定員	編入学 者数
○○学部	人	人	%	人	人	%	人	人
●●学部	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）（つづき）

b.卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

	卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
○○学部	人（100%）	人（ %）	人（ %）	人（ %）
●●学部	人（100%）	人（ %）	人（ %）	人（ %）
合計	人（100%）	人（ %）	人（ %）	人（ %）

（主な進学先・就職先）（※任意）

c.修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（直近の年度の状況を記載）（※任意）

	20XX年度入学者数	修業年限期間内卒業者	留年者	中途退学者
○○学部	人（100%）	人（ %）	人（ %）	人（ %）
●●学部	人（100%）	人（ %）	人（ %）	人（ %）
合計	人（100%）	人（ %）	人（ %）	人（ %）

（備考）※留学による留年が多いなど特記事項がある場合は注記。

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）（つづき）

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

【要件３の申請様式より再掲】

○○大学授業計画作成ガイドライン
http://www.XXX.ac.jp/syllabus/guideline/

各学部の授業科目のシラバス一覧
http://www.XXX.ac.jp/syllabus/

『授業履修の手引き』（刊行物）

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

【要件３の申請様式より再掲】

『単位の認定の方針について』
http://www.XXX.ac.jp/ credit/

『ＧＰＡの算定について』
http://www.XXX.ac.jp/GPA/

○○大学ディプロマポリシー
http://www.XXX.ac.jp/diploma/

学部名	学科名	卒業に必要となる単位数	ＧＰＡ制度の採用（※任意）	年間履修単位の登録上限（※任意）
○○学部	△△学科	単位	有・無	単位
	××学科	単位	有・無	単位
●●学部	▲▲学科	単位	有・無	単位
	□□学科	単位	有・無	単位

ＧＰＡの活用状況（※任意）	http://www.XXX.ac.jp/GPA/utilize/
学生の学修状況に係る参考情報（※任意）	http://www.XXX.ac.jp/student/ （※）学生等の学外試験や資格取得の状況や受賞・表彰歴等の状況、学生の在学中の学修時間の傾向、成長実感・満足度、学修に対する意欲など、学生の学修状況が分かるもの。

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

http://www.XXX.ac.jp/campus-guide/

（※）各キャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）（つづき）

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

	〇〇学部	●●学部	
		▲▲学科	□□学科
入学金	円	円	円
授業料（年間）	円	円	円
施設設備整備費（初年度のみ）（…以下、必要に応じ追加）	円	円	円
合計	円	円	円

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a.学生の修学に係る支援に関する取組の概要

b.進路選択に係る支援に関する取組の概要

c.学生の心身の健康等に係る支援に関する取組の概要

⑩教育活動に係る情報の公表の方法

ウェブサイト	（ＵＲＬ）
刊行物	（名称・発行年月日）
その他	（媒体の名称・公表年月日）

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）【専門学校の例】

「※任意」は任意記載事項

学校名	〇〇専門学校	設置者名	学校法人●●学園

（財務諸表等の情報）

財務諸表等	年度	開示方法
貸借対照表	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/BS.pdf
収支計算書又は損益計算書	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/PL.pdf
財産目録	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/…
事業報告書	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/…
監事による監査報告書	2018	http://www.XXX.ac.jp/finance/…

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）【専門学校】（つづき）

（教育活動に係る情報）

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
	○○専門課程	○○学科	平成○年文部科学省告示第○号	平成○年文部科学省告示第○号

学科の目的	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時間数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
年		時間	時間	時間	時間	時間	時間
		単位時間					

生徒総定員	生徒実員	留学生数（生徒実員の内数）	専任教員数	兼任教員数	総教員数
人	人	人	人	人	人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

【要件３の申請様式より再掲】

○○専門学校授業計画作成ガイドライン
http://www.XXX.ac.jp/syllabus/guideline/

各学科の授業科目のシラバス一覧
http://www.XXX.ac.jp/syllabus/

『授業履修の手引き』（刊行物）

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）【専門学校】（つづき）

成績評価基準

進級・卒業の認定基準

学修支援等

■個別相談・指導等の対応

様々な教育活動・教育環境

就職等の状況	■主な就職先、業界等（平成○年度卒業生）				
	■卒業者数 (a)	■就職希望者数 (b)	■就職者数 (c)	■就職率 (c/b)	■卒業者に占める就職者の割合 (c/a)
	人	人	人	人	人
	■就職指導内容				
主な資格・検定等	■国家資格・検定／その他・民間検定等				
	■自由記述欄				

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）【専門学校】（つづき）

中途退学の現状	■中途退学者：　名　　　■中退率：　% 平成30年4月1日時点において、在学者○○名（平成30年4月1日入学者を含む） 平成31年3月31日時点において、在学者○○名（平成31年3月31日卒業者を含む） ■中途退学の主な理由 ■中退防止・中退者支援のための取組	
学生納付金	■入学金	
	■授業料（年間）	
	■実習費	
	■施設整備費	
	■その他	
修学支援	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：　有・無 ※有の場合、制度内容を記入	
自己評価	■自己評価結果の公表方法（ホームページ・広報誌等の刊行物・その他（　　　）） ＵＲＬ：	
第三者による学校評価（※任意）	■民間の評価機関等からの第三者評価：有・無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 （評価団体、受審年月、評価結果を掲載したＵＲＬ・広報誌等の刊行物など）	

【要件４】財務・経営情報の開示に関する申請様式イメージ（案）【専門学校】（つづき）

１．学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制含む）

２．学校関係者評価の全委員の名簿

所属	任期	種別

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

３．学校関係者評価結果の公表方法

（ホームページ・広報誌等の刊行物・その他（　　　））

URL：

当該学科に係る情報	
ウェブサイト	（ＵＲＬ）
刊行物	（名称・発行年月日）
その他	（媒体の名称・公表年月日）

【経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い（検討中）】

【骨太の方針・報告書の記載】

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、支援措置の対象となる大学等の要件において、必要な措置を講じていくこととする。

※　例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の８割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

上記内容の具体化に当たり、大学・高等専門学校については、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成３０年７月３０日付３０文科高第３１８号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としない方向で検討中。

- 法人の貸借対照表の「運用資産（注1）－外部負債（注2）」が直近の決算でマイナス
- 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額（注3）」が直近３カ年の決算で連続マイナス
- 直近３カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の８割を割っている場合

なお、専門学校の取扱いについては引き続き検討。

（注1）運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）第３５条第七号様式における，固定資産のうちの特定資産及び有価証券，流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計
（注2）外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）第３５条第七号様式における，固定負債のうちの長期借入金，学校債及び長期未払金，流動負債のうちの短期借入金，１年以内償還予定学校債，手形債務及び未払金の合計
（注3）経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）第２３条第五号様式における，（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）

高等教育の負担軽減方策の実施に向けたスケジュール（案）

事項	2018年度	2019年度	2020年度
給付型奨学金 ・高校3年生が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込 （在学生も対象）	制度設計 （2019年通常国会 法案提出予定） 広報・周知	高校3年生の予約採用 ①採用申込 ②JASSOによる所得要件等の確認 ③採用候補者の決定	給付開始
授業料減免 ・学生が大学等に申請 （在学生も対象）	（同上）		大学等進学後の手続 ①減免申請 ②大学等による所得要件等の確認（JASSOと連携） ③授業料減免
機関要件の確認 ・支援措置の対象となる大学等は機関要件の確認を申請	制度設計 広報・周知	①確認申請 ②機関要件の確認 対象大学等の公表	

（注）年度内の点線は、四半期の区分を意図しているが、あくまで現時点の想定である。